

次世代エネルギー・モビリティ創造特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.3 + 3.8) / 2 = 4.1$

4.1

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	再生可能エネルギー(太陽光、小水力等)の地産地消率の向上	137%	5
2	モビリティの活用によるCO2の削減(運輸部門)	142%	2
3	雇用の拡大	103%	5
4	市域経済の成長	140%	5
5	市民満足度の向上《定性的評価》	-	-

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 3 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 1 + 1 \times 0) / 4 = 4.3$

4.3

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標2は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.8

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.5 + 3.8 + 4.5) / 3 = 3.9$

3.9

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業(事項)

・HEMSを介したスマートフォンによる遠隔操作(概要)

・HEMSは、電気用品安全法規制対象外のため、HEMSを介したスマートフォンによるエアコンのオン・オフの遠隔操作も、現行法令等に対応可能であり、車両の充放電の遠隔操作についても、電気事業法上、特にこれを制限する規定はなく、現行法令で対応可能であることが明らかになった。

専門家による評価の平均値

3.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.5

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.3

・進捗度の低い取組も一部見られるが、全体としてはスマートハウス、小水力発電等着実に進捗しており、国際競争力の強化、地域の活性化に資するものとなっている。

・モビリティに関する評価で達成率が低いのは運輸部門CO2排出量の推計方法や、補助金の終了によりHVを対象外としたことの影響もあると考えられる。よって、これらについては、より丁寧に影響を評価すべきである。

・雇用の拡大、地域経済の成長については特区事業の成果との関連性を精査する必要があるが、貢献はあったものと推測される。一層の地域独自の取組を期待したい。

・数値目標(1)－①(スマートハウスの導入数)に関して、とよたエコファミリーやとよたエコポイントの登録数を提示する。あるいは数値目標(2)－②(次世代自動車の導入済台数(PHV等))で、次世代自動車の普及へ向けた貸出しや、展示会等への来訪者数を提示するなど、適宜活動指標を提示しても良いと思われる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.3

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.1 + 3.9 + 4.3 \times 2) / 4 = 4.2$

4.2

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。